

【公表】

整理番号	16
契約番号	6農振財契第335号
件名	令和6年度 森林循環に資する花粉発生源対策(長期保育)委託
履行場所	東京都あきる野市戸倉地内
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制プロポーザル方式
希望申出要件	別紙「実施要領」に記載のとおり
現地説明会(予定)	令和6年7月2日(火)(詳細は別紙「実施要領」に記載のとおり)
希望申出期間	令和6年6月24日(月)から令和6年7月5日(金)まで(郵送「可」、但し期間内必着) 午前10時から午後5時まで(正午～午後1時は除く) ※ただし、最終日は午後4時まで
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	以下の書類を郵送又は持参してください。 (1)企画提案参加希望票〔様式1〕(必要事項を記入・押印) (2)会社概要・実績一覧表〔様式2〕(必要事項を記入) (3)①東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目110「道路・公園等管理」取扱品目05「枝落とし・除草・草刈」で登録されている場合は、東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ②官公庁や他団体等の委託または事業者の直営により、公示日の年度より過去3年間に於いて造林保育施業に係る履行実績を有する場合は、契約実績を証明するものの写し(契約書・請書など契約期間、金額、契約相手先が分かるページの写しなど)
指名通知	令和6年7月12日(金) ※指名する方のみ通知します。
質問受付期間	令和6年7月12日(金)から令和6年7月31日(水)午後4時まで
企画提案書提出期限	令和6年8月16日(金)午後4時まで【必着・厳守】
プレゼンテーション審査	日時 令和6年8月26日(月)～9月3日(火)のいずれかの指定する時間 ※時間は別途連絡 場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1)
選定結果通知	令和6年9月10日(火)
備考	(1) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によります。 (東京都物品買入れ等指名競争入札参加指名基準に準じます)。 (2) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (3) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (4) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一案件に参加することができません。 (5) 審査結果(受託者の名称、契約金額等)は当財団HPで後日公表します。予めご了承ください。
契約担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 電話 042-528-0721
事業担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室 花粉対策係 電話 0428-20-8134 Email kafuntaisaku@tdfaff.com

特記仕様書

1 委託件名

令和6年度 森林循環に資する花粉発生源対策（長期保育）委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和7年3月31日 まで

ただし、施業完了後に開催する審査会において当年度の事業評価及び翌年度計画の確認を行い、令和7年度以降は企画提案書の内容に沿って特定契約を締結するものとし、植栽完了後20年目の3月31日まで1年毎に契約更新可能とする。

3 履行場所

東京都あきる野市戸倉地内

4 目的

森林循環に資する花粉発生源対策における保育計画の遂行にあたり、効果的な森林施業計画を策定し、一貫して施業を実施することで、高品質な木材生産に繋げる。

5 受託要件

令和6年度 森林循環に資する花粉発生源対策（長期保育）委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領3にある資格要件を満たすこと。

6 主な委託業務の内容

(1) 一般事項

- 1) 本委託の施業に当たっての一般事項は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。
- 2) この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。
 - 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
 - 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」
 - 3) 森林循環促進事業等に係る労働安全基準書
- 3) 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- 4) 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。
- 5) この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によ

るものとする。

- 6) 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。
- 7) 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。
- 8) 現地地形・地質条件の影響や土砂崩壊等により施業困難な箇所が確認された場合、速やかに監督員と協議すること。
- 9) 各施業の検査については、「(公財) 東京都農林水産振興財団森林施業検査規定」に準ずるものとし、各施業の実施年度内に行うものとする。
- 10) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議するものとする。
- 11) 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。
- 12) 本委託の実施にあたっては、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式一12にて報告すること。

なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

(2) 獣害防止施設

- 1) 現地地形に適応する獣害防止施設を選定すること。なお、計画段階では獣害防止柵設置を想定している。
- 2) 材料については使用承諾申請書を提出し、施工前に監督員の承諾を得ること。
- 3) 獣害防止柵の支柱は原則として地山に垂直に設置することとし、これが困難な場合は監督員と協議すること。
- 4) 獣害防止柵の支柱間隔は3.0mを標準とするが、現地地形・地質に応じて適宜調整すること。
- 5) 切り株や倒木など獣害防止ネットを設置して隙間が生じるようなものは回避して設置することとし、これが困難な場合は除去すること。
- 6) 獣害防止柵の支線及びアンカー杭は地山に設置することとし、倒木や切株等の固定に不適な地物には設置しないこと。
- 7) 単木ネットを採用する場合、単木ネットの幅は、巻き付ける対象木に合わせること。
- 8) 単木ネットの下端部については地際に設置し、ネットと地山に隙間が生じないように留意すること。
- 9) 単木ネットは、ネットと結束バンドを用いて強固に結束すること
- 10) 単木ネットのポールは垂直に打ち込み、風雨等の影響によりネット本体が脱落しないよう、強固に固定すること。

11) 施設設置後から下刈終了までの間、四半期に一度見回り点検を行い、結果を財団に報告するとともに、監督員の指示により補修を行うこと。

12) 資材の運搬にドローンを使用する場合、事前に監督員と協議すること。

(3) 植栽

1) 4月から5月にかけて実施すること。なお、植栽本数は3,000本/ha、樹種は花粉の少ないスギもしくは花粉の少ないヒノキとし、本委託箇所を含む施業地全体の植え分けを考慮した樹種割付図を作成すること。

2) 原則として東京都産の苗木を使用することとするが、需給状況により調達できない場合には監督員と協議を行うこと。

3) 材料検査に先立ち、苗木の出荷証明書を監督員宛提出すること。

4) 植栽範囲は獣害防止施設で保全された範囲とする。

5) 苗木の運搬にドローンを使用する場合、事前に監督員と協議すること。

6) 作業員の移動用として、幅員50cm程度の歩道を作設することとし、路肩崩壊が発生しないよう強固に締め固めること。

7) 植栽の妨げとなる灌木や草本類を刈払い、植栽作業に支障を来さぬよう整理すること。

(4) 補植

1) 4月から5月にかけて実施し、植栽時の植え分けに基づき補植すること。

2) 植栽後4年目までは下刈完了時に活着状況を確認し、本仕様書6(10)で示す「状況報告書」により報告するとともに、補植の必要性及び補植率を検討したうえで監督員に補植計画を協議すること。

3) 原則として、植栽後翌年に2割、翌々年に1割の補植を行うものとするが、活着状況に応じ変更及び追加施業できるものとする。

4) 枯死している苗木及び深刻な獣害により今後の成長が見込めないものを優先して補植対象とし、苗木の列間隔及び苗間隔が均等になるように植栽すること。

5) 被害木は、除去もしくは切断し、地上に横伏せして整理すること。

6) 補植した苗木に目印をつけること。

7) その他の施業方法については、本仕様書6(3)に示すとおりとする。

(5) 下刈

1) 植栽後1年目から7年目の夏季に施業を行うこと。

2) 原則として年1回刈とする。

3) 施業にあたっては植栽木及び獣害防止施設を損傷しないよう細心の注意を払うとともに、もし誤伐及び施設の損傷が発生した場合には監督員に速やかに報告すること。

(6) 除伐

1) 対象はスギ及びヒノキの造林地とし、植栽後11年目の適期に施業を行うこと。

- 2) 健全な植栽木の成長の障害となる雑木及びササ・タケ類及びスギ及びヒノキの病害木、枯損木、極端な劣勢木、極端な樹形異常木を除去し、地上に横伏せて整理すること。
- 3) 造林木に巻き付いたツル類は切断すること。
- 4) 施業地内に除伐対象木がない場合には、監督員と協議すること。
- 5) 枝葉が作業の支障となる場合、必要に応じて地際から 2.0m を上限とし劣勢枝除去を行うこと。
- 6) 施業地の外周にある植栽木に白色の境界ペイントを施すこととし、ペイントは地際から概ね 1.5m の高さにおいて、太さ 20cm 程度の実践を 1 本引くこと。

(7) 間伐

- 1) 対象はスギ及びヒノキの造林地とし、植栽後 19 年目の適期に施業を行うこと。
- 2) 間伐の施業タイプは下層間伐とし、優勢木を残し、病木、被圧木、曲がり木、あばれ木等を除去すること。
- 3) 本数間伐率は 30%程度に設定すること。
- 4) 施業後にギャップが生じないように、不良木が集中している箇所でも全て除去せず、残存木の配置を考慮したうえで選木すること。
- 5) 伐倒木は、必要に応じて玉切りしたうえで、後続作業の支障にならない箇所に集積するか、等高線に平行に残置すること。
- 6) 間伐対象木以外の立木を損傷しないよう、十分に注意すること。

(8) 枝打ち

- 1) 対象はスギ及びヒノキの造林地とし、植栽後 20 年目の適期に施業を行うこと。
- 2) 枝打ちの範囲は、樹木の枝下から 4m 程度とすること。
- 3) 施業により幹を損傷しないよう、十分に注意すること。
- 4) 除去した枝は、林内に残置すること。

(9) 見回り管理

(2) から (8) で示す施業を実施しない年において、施業地を見回り状況を監督員宛報告するとともに、必要に応じて維持管理作業を実施すること。なお、当該作業の内容・経費等については、事前に監督員と協議すること。

(10) 提出書類

(2) から (9) で示す施業の完了に際し、以下の資料を提出すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 施業記録写真帳（紙、CD-R） | 1 部 |
| ② 状況報告書（記録の報告） | 1 部 |

(11) フォローアップ

- 1) 受託者は、各年度の事業完了後、施業地の状況を取りまとめた「事業実施報告書」を財団に提出し、確認を受けること。
- 2) 完了検査及び「事業実施報告書」記載項目において改善指示のあった事項について、

翌年度施業着手前までに改善案を任意の様式で提示すること。

7 関係法令等の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 関係法令等の定めに従い、業務の履行に必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を契約締結後速やかに行うこと。

8 個人情報の取扱

別紙1「個人情報に関する特記事項」に基づき、適正な手続を行うこと。

9 支払方法

履行完了確認後、受託者からの請求書に基づき、各年度の作業完了後に一括して支払う。
なお、本契約の履行に係る費用の一切は契約金額に含むこと。

10 その他

- (1) 施業進行に際し、監督員、地権者との連絡を密に取りトラブル等が起きないように十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (3) 施業箇所一般登山者が立ち入らないよう、保安看板設置等の安全対策を徹底すること。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- (4) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- (5) 暴力団等排除に関する特約条項については、別添で定めるところによる。
- (6) その他本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、財団担当者と協議の上決定するものとする。

11 担当

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 花粉対策室 花粉対策係
〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎3階
電話番号 0428-20-8134
E-mail kahfuntaisaku@tdfaff.com

個人情報に関する特記事項

(定義)

第1 本業務において、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）の保有する個人情報（以下、「個人情報」という。）とは、財団が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が財団に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報の全てをいい、受託者独自のもものと明確に区分しなければならない。

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ財団の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき財団に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書きにより財団が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、財団から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、財団の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第7 受託者は、財団から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、財団から要求があった場合には、前項の管理記録を財団に提出しなければならない。

(受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、

委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 財団から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの。

2 財団は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

（財団の検査監督権）

第9 財団は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、財団から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

（資料等の返還）

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに財団に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、全て消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書きにより財団が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め財団に報告しなければならない。

（事故発生の通知）

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって財団に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに財団に報告し、財団の指示に従わなければならない。

（財団の解除権）

第13 財団は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

（疑義についての協議）

第14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。